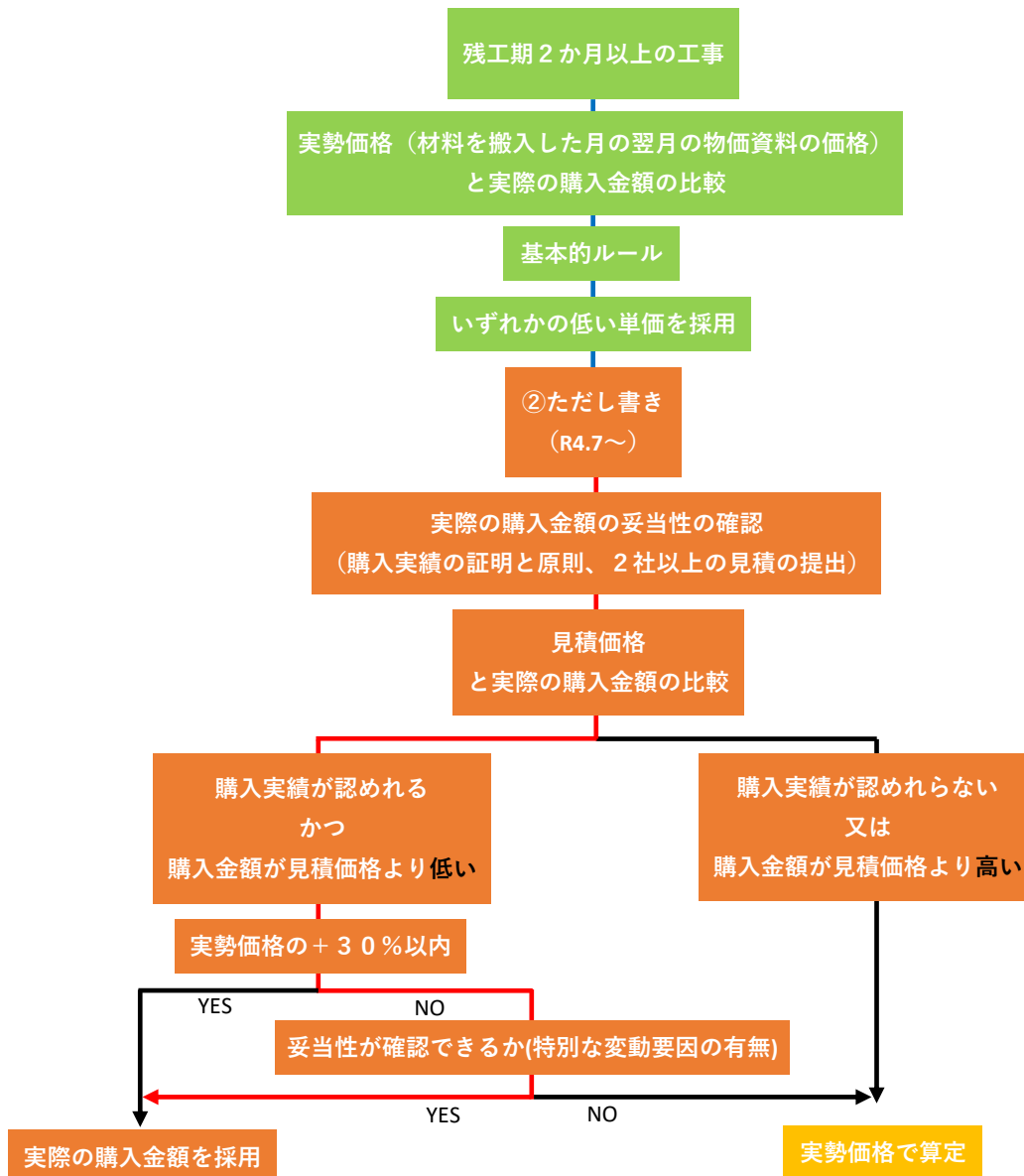


アスファルト合材の変動後の金額について(追記)

別紙 2

○運用マニュアル



○当面の運用

中東情勢の変化による影響のあるAS合材について、受発注者等の負担軽減のため、香川県土木部技術企画課が毎月、各工場から徴収した見積単価をスライド額算定の際に採用することとする。

追記

令和8年7月1日以降にアスファルト合材の単品スライド請求を受けたもので、「見積徴収表(技術企画課)」にて単価を確認できるものについては、受注者からアスファルト合材の購入価格を確認できる書類の提出は不要とする。ただし、納入(施工)した時期、各月毎の施工数量が確認できる書類の提出は必要です。